

(参考) 早見表

事業名	病院	診療所	助産所	主な要件	備考
分娩取扱施設支援事業	○	○	○	令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている分娩取扱施設	
小児医療施設支援事業	○	/	/	令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間の平均を下回っている施設のうち下記のいずれかに該当するもの ・小児中核病院 ・小児救命救急センター ・小児救急医療拠点病院 ・小児科を専門とする病院のうち、入院を要する二次救急医療機関としての機能・病床、夜間休日の診療体制を備え、他施設からの小児救急患者を受け入れている施設	小児科部門の病床である根拠を様式に記載いただきご提出ください。
地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）	○	○	/	令和5年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設	本県の把握している分娩取扱施設の状況によると、広島西圏域（大竹市、廿日市市）、広島中央圏域（竹原市、東広島市、大崎上島町）に所在している分娩取扱施設のみ対象となります。
地域連携周産期支援事業（産科施設）	○	○	/	令和6年度において妊産婦の健康診査を実施すること。	

【留意事項】

- ・活用意向の回答がない場合には、給付対象外となります。
- ・今回の照会において提出いただいた事業計画をもとに予算の範囲内で支給の調整を行う予定であり、補助金交付を約束するものではないこと、あらかじめ御了承ください。
- ・小児医療施設支援事業を除き、周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業の交付を受ける施設は対象外となります。
- ・小児医療施設支援事業を除き、厚生労働省令和6年度補正予算で実施する事業の重複した受給はできません。